

GLOBE

グローブ 2025年1月

120



(公財) 世界人権問題研究センター

公益財団法人世界人権問題研究センター 創立 30 周年記念式典

2024 年 12 月 9 日 からすま京都ホテル



赤松玉女学長 記念講演



安藤仁介賞受賞者の皆様と選考委員会戸田委員長

当研究センターは、1994年に創立し、2024年、30周年を迎えました。

これを記念して去る12月9日（月）に記念式典を開催しました。

当日は、多くの来賓の方にご出席をいただくとともに、顧問である西脇隆俊京都府知事、松井孝治京都市長、塚本能交京都商工会議所会頭、千玄室茶道裏千家大宗匠からご祝辞やメッセージをいただきました。

引き続き、第1回安藤仁介賞の授賞式、賛助会員・ボランティア人権ガイドの皆様への感謝状の贈呈式を行い、最後に赤松玉女京都市立芸術大学学長から「芸術と人権」をテーマにご講演をいただきました。

三十年史

記念誌「三十年史」を刊行しました。

GLOBE

GLOBE No. 120 2025.1 目次

グラビア	世界人権問題研究センター創立三〇周年記念式典……………(表紙裏)
連載	新・世界の人権はいま ―普遍的定期審査の現場から―(その十)……………坂元 茂樹 2
外部寄稿	「あなたらしさを大切に」 京都から多様性の絵本を子どもたちに 届けよう」プロジェクト…………… <small>「多様な性の 存方が尊重される社会」</small> 推進ネットワーク 4
エキスパート コメント	子どもの課題の早期発見から支援へ… 学校組織の課題と教育DXの可能性……………山野 則子 6
研究報告	政治家によるSNSの利用の憲法的統制 ―Lindke v. Freed, 601 U.S. 187 (2024)……………上本 翔大 10
研究報告	天保八年(一八三七)の 錢座跡村に関わる相論から……………奥本 武裕 12
研究報告	ペリー就学前計画と黒人の地位向上……………惣脇 宏 14
研究報告	性的マイノリティのメンタルヘルス……………釜野さおり 16
研究報告	人権と労働権―国連「ビジネスと人権指導原則」 での労働の取り扱いに寄せて……………吾郷 眞一 18
研究報告	森寛斎と被差別民……………白石 正明 20
事業報告	創立三〇周年記念人権問題国際シンポジウム 性的マイノリティの人権……………堀江 有里 22
シリーズ	京都市立芸術大学……………(裏表紙)

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
■表紙のテーマ「表現することで私になれる」、作品名「無題 (数字シリーズ)」
■「天才アート KYOTO」(特定非営利活動法人障害者芸術推進研究機構) 提供 知原 涼汰 1999年生まれ

新・世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その十)



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

普遍的定期審査（UPR）の審査の基礎となる文書は、二〇〇七年六月一八日の人権理事会の制度構築決議（五／一附属書）により、（一）被審査国により準備された情報（政府報告書）、（二）人権条約機関、特別手続に含まれた情報や人権高等弁務官事務所等による集成、そして（三）他の利害関係者（国際NGOなど）により提供された追加的な信頼性のある文書である。なかでも、国連加盟国同士による相互審査というグループ・ポリティクスが働きやすい制度に客観性を付与する役割を担うのが、（二）の人権条約機関等の集成である。

前号で紹介したように、中国の第三回UPRの事前質問では、途上国により中国の社会権に関する実践と経験

を自国の参考にしたいという趣旨の質問が多くなされていた。はたして、そのような途上国の評価は中国の社会権に関する人権状況を正確に反映しているものだろうか。そのような観点から、中国の社会権に関する人権条約機関等の集成を見てみよう。

まず、社会権規約委員会は、中国が、周辺に追いやられた恵まれない個人及び集団による社会権の享受に関して、当該個人及び集団を保護するための包括的な差別禁止法を制定していないことに遺憾の意を表明した。また、極度の貧困と人権に関する特別報告者は、貧困撲滅または人権に関する政府文書や、国内の人権行動計画でLGBT+の人たちへの言及がなされていない点を指摘すると同時に、中国政府がこれらの人々の権利を担当する政府の部署を設置し、早急にこの集団の貧困に関して調査を始めるように強く求めた。

また、女子差別撤廃委員会は、男子選好という伝統に反映されているように、家庭や社会における男女の役割と責任に関する固定観念が根強い中国社会の現状に依然として強い懸念を抱いていた。性選択的中絶及び強制的な中絶や不妊手術、女児殺害などの違法な慣行によって、いびつな男女比率が生まれていることを指摘した。同委員会は、中国に対し、性選択的中絶及び強制的な中絶や

不妊手術、女兒殺害に対応する既存の法的措置の履行の強化を強く求めた。なお、児童の権利委員会も同様の懸念を表明した。

さらに、対外債務その他関連の国際金融債務があらゆる人権、特に社会権の十全な享受に及ぼす影響に関する独立専門家は、中国の金融機関が支援する開発プロジェクトは利益を上げているものの、そうしたプロジェクトには、一部の個人やコミュニティに、環境上、社会上及び人権上の悪影響をもたらしているものがあると指摘した。環境及び社会への影響の緩和については著しい進展があったものの、国際融資や外国向け投資における人権の明示的尊重と保護を確保するための包括的な枠組みは、依然として不十分だといえる。

この他、社会権規約委員会が依然として懸念を表明したのは、産業公害と食品汚染が環境に及ぼす悪影響と、さらにそれらが中国が締約国である社会権規約が保障する相当な生活水準及び健康を享受する権利にも悪影響をもたらしている点であった。さらに同委員会は、これらの措置の履行及び監視が十分に行なわれていないこと、及び環境法違反に対して、行政当局や民間企業が説明責任を負っていない点についても懸念を表明した。こうしたこともあり、同委員会は、中国国内で事業を行なう企

業が、その活動によって社会権を促進し、それら権利の享受に悪影響をもたらさないように、中国に対し、規制の明確な枠組みを構築するよう勧告した。

さらに、児童の権利委員会は、中国本土で児童の鉛中毒の罹患率と有病率が高く、その結果、特に地方の貧しい地域では、何百万人もの子どもに、恒久的な精神的及び肉体的障害が蔓延している点を深く憂慮した。同委員会が特に憂慮したのは、病を煩った子どもやその家族への救済措置が不足していることと、治療や病気にに関する情報を得ようとした個人が脅迫されたことや、病を患った子どもが適切な治療を受けられなかったとの報告があったことだった。

このように、中国の第三回UPRで途上国によって評価されていた中国の社会権に関する人権状況には、中国が締約国である条約機関等により多くの懸念が表明されており、手放しで賞賛する途上国の態度は中国社会の社会権の実態とは乖離していることがわかる。

今回は、自由権に関する条約機関の評価を検討したい。

「あなたらしさを大切に」 京都から多様性の絵本を子どもたちに届けよう」プロジェクト

市民ぐるみ「多様な性の在り方が

尊重される京都」推進ネットワーク

(事務局：京都市文化市民局共生社会推進室)

性の多様性については、社会の関心の高まりとともに、LGBT当事者が働きやすい職場づくりに取り組む企業や市民活動として啓発や当事者等の居場所づくりに取り組む団体も増えてきています。

一方で、令和五年六月に施行されたいわゆる「LGBT理解増進法」には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でないことが示されるなど、社会の理解促進が必要な状況です。

そのような中、京都では、令和五年四月に、市民ぐるみで多様性への理解を広め、誰もが自分らしく生きることができる包摂性のある社会を目指し、企業、LGBT等の支援団体、(公財)世界人権問題研究センター、行

政等により、「市民ぐるみ「多様な性の在り方が尊重される京都」推進ネットワーク」を立ち上げました。

このネットワークでの第一弾の取組として開始したのが、当プロジェクトです。

子どものころ、「おとこのこ(おんなのこ)なんだから」と自分が好きな色や物を選ばせてもらえなかった経験、そして、大人になって、知らず知らずのうちに「おとこのこ」「おんなのこ」という、「性別らしさ」を家族や身の回りの人に求めてしまう場面もあるかもしれません。

子どもの中には就学前から性別に違和感を抱くものの、その意味が分からない経験をしている子も存在し、実際にプロジェクトに携わるLGBT当事者のメンバーは、「何かを選ぶときに「女の子だから赤やピンクが好きなかな」と促された。」「欲しいおもちゃや洋服はどうしても好きなものを最初から選べず、親を困らせたくないという思いで、素直に自分の気持ちを表現することができないときがあった。気がつくとなんかの自分が分からなくなっていた。」と話します。

このプロジェクトは、全ての子どもたちの気持ちの肯定や生きやすさにつながることを目指し、ありのままの自分を受け入れ、自分らしく生きる手助けとなるよう、立ち上げるに至りました。

絵本の制作にあたっては、最初に、アートと共生に関わる相談を受け付ける Social Work/Art Conference (一般社団法人 H A P S) に相談しました。そこから作家等

を紹介いただき、少年アヤさんの言葉と阿部海太さんの絵、筒井大介さんの編集、椎名麻美さんの装丁によって、絵本を制作できることになりました。

完成した絵本のタイトルは「なにでもないもん」。自らのセクシュアリティをめぐる生きづらさと向き合い、ノンバイナリーを自認するに至った少年アヤさんが、「なにでもない」自分を失い、苦しい、孤独な気持ちを抱える子どもたちに届けるために書いた物語です。画家の阿部海太さんが「わたし」の心の深いところまで潜り、苦しさと混乱、そしてその先に出会う光を描ききって下さいました。

そして、出版に当たっては、企画趣旨に賛同いただいた株式会社岩崎書店により、全国の書店で今冬、一般販売いただけることとなりました。

当ネットワークでは、目的の達成に向け、この絵本をより多くの子どもたちに届けるため、クラウドファンディングで支援金を募ることにしました。集まった支援金でこの絵本を確保し、京都市内の児童関連施設等に寄贈いたします。

クラウドファンディングの募集期間は令和六年九月から一〇月までの二か月間で、LGBT等の当事者の方に限らず、全国の企業や学生など幅広い方々からの多大な支援につながり、最終的な支援者総数は、一二三名、支援総額は一、六七五、〇〇〇円となりました。

プロジェクトリーダーの大久保暁は「周囲の大人の価値観の影響を受けて、生きづらさを抱えている子どもが

たくさんいると感じています。自分らしさは社会ではなく自分が決めて良いこと、好きなものは堂々と好きだと言って良いこと、それをお互いに尊重できれば素敵だよ、ね」と話します。

全国の皆様からいただいたあたたかい御支援をもつて、この絵本を、京都市内の児童関連施設等へ寄贈すべく、調整を進めています。

今後、当ネットワーク構成員で連携し、多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、自分らしく人生を選択できる社会の実現に向け、様々な取組を進めてまいります。



子どもの課題の早期発見から支援へ 学校組織の課題と教育DXの可能性



研究センター
プロジェクトチーム3リーダー
大阪公立大学大学院
現代システム科学研究科教授

山野 則子

一 子どもに生じている問題と学校組織の課題

子どもの問題は、児童虐待やいじめとセンセーショナルに様々に存在するが、現在どこの自治体も第一に挙げるのは、二〇二〇年コロナ発生以降の子どもの不登校問題である。コロナ前に比べ増加し続け、二〇二〇年以前に比べ約一五万人増加した。かつ一昨年は、この不登校の子どもに専門家が関わっていない割合が四割もあると報告された。児童虐待問題も事件として報道される事案は、なぜ気づけなかったのかと毎回学校や教師に視線が向けられる。

しかし、これらのことは、そもそも学校の組織や運営が、日本的な学校組織の特徴である鍋蓋型学校組織とそ

の理論的支柱であったルース・カップリング理論（Weick 一九七六）の強い影響を受けてきたことにも関連する。ルース・カップリングとは、人や組織の結びつきが緩やかなことを指す。学校の目標や教育活動等は、教師や児童生徒、置かれていた環境等により非定型的で状況依存的にならざるを得ず、学校の教育活動は、予測と評価が困難であるとして、不確実性、不測性を伴う。この理論は、教員の専門的裁量の保障と個々の教員が柔軟に多様に対応することでそうした不確実性、不測性を縮減できると主張するものであった（小川二〇一〇）。しかし、この形式はそれこそ一九九〇年代以降の教育を受けた若者が教師になっていくなかで、困難を抱えたときに組織がバックアップするのではなく、個人が抱え込まざるを得ない状態を作っている（山野二〇一八）。

これまで行われてきた教育改革においては、フラットな鍋蓋組織からヒエラルヒーを持つ官僚組織へと再編成され、教師の学校業務上の役割分担が明確化されるようになった（油布・紅林二〇一一）と指摘されている。しかし、問題が多様で複雑化している今日、学校はすでに聖域ではなく、社会問題が降ってこないことはない。そのなかで学校だけがピラミッド組織でなく、鍋蓋組織のまままで耐えうるのか。同職種の同僚性が重視され、指揮系統のラインがないなかでは、教師一人で無防備にさら

される、組織として守られない。

児童相談所や福祉事務所でも、かなりの複雑な事例と対峙することは多々ある。夜中に呼び出され対応することもある。しかし、係員、係長、課長代理、課長、所長代理、所長と指揮系統ラインが明確な組織であるため、多忙でも誰かと相談したり同行したりすることができ、一人で判断、行動することはない。報告や決裁を回すラインは共同体で、一職員が抱え込むことはない。それに対して学校は、決裁はなく、記録を書くことは職務ではないため、毎日の子どもや家庭の気になることを報告するべきがない。状況を詳細に知る人は一人の教師（主に担任であるが）だけになる。管理職（校長・教頭）に報告をすればよいということであろうが、中間管理職の存在がないため、多忙な管理職に気軽に伝えられないまま問題を抱える教師は多々いる。組織は、管理のためだけではなく、職員を擁護するために存在するはずである（山野二〇一八）。

こういった学校組織に、さらに現在、教師の不足や多忙化が課題になっている。背景にある、歴史や学校文化が仕事を無限化、拡散させてきた経緯もある。ゆえに、教師の働き方改革のポイントは、単純に仕事量についての議論では前に進まない。簡単に仕事を切り分けて移行するという方法ではなく、根本的な価値の議論、組織変

革が必要である。

二 データ連携の広がり

教師の負担軽減のためにも潜在的ニーズのある子どもを誰一人取り残さずにつなぐためにもデータ連携は有益である。ことが大きくなる前に予防的支援において必要である。しかし、予防的支援における不可欠な専門職間連携は、全く不十分といっても過言ではない。

そこで、デジタル庁まで作り上げた国の動きを追ってみる。二〇一九年野田市のいじめ事件をきっかけに国会で対応策が議論され、本研究室で開発したスクリーニングシステム（のちにYOSS[®]と命名）が話題に挙がった。二〇二〇年三月とコロナ発生後すぐの五月に文科省から全国教育委員会にスクリーニングを活用するよう通知がなされ、ホームページに紹介された。さらに二〇二一年度「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究」（内閣府二〇二二）が実施され、「オンライン学習システムのデータ等を活用した教育データの共通項目に関する調査研究報告書」（文部科学省二〇二二b）にあがるなど、YOSS[®]スクリーニングについてもたたき台となってデジタル庁に引き継がれた。こども家庭庁設立のための「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」にも引き継がれている。

デジタル庁では、「子どもに関する情報・データ連携副大臣プロジェクトチーム」で議論され、ようやく閣議決定文書「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、データ連携の必要性が認識され、二〇二二年に実証実験が開始され、現在子ども家庭庁に引き継がれた。

データ連携は、一言でいうと、複数の情報源に散在する子どもやその家庭に関する状況や支援内容に係る情報をデジタルデータとして一元管理し、データからシグナルをキャッチし、困難を抱え支援が必要な子どもの発見に繋げる仕組みである。データが網羅的・一元的・横断的に共有されることで、今まで気づけなかった要支援児童の発見、虐待・自殺等重大事件が起きる前の早期発見が期待される。

文科省に話を戻すと、福祉と教育のデータ連携の前に、校務支援と学習支援のネットワーク、学校と教育委員会が繋がらない、などの課題も大きく、ようやくその改善に動き出した。

三 イギリスの例

先進しているイギリスではどうだろうか。二〇〇四年に子ども法が制定され、教育と福祉の統合が進んだ。二〇〇三年に公表されたイギリスの政策提言書「エブリ・チャイルド・マターズ (Every child matters)」を機に、

子ども法が制定され、自治体や中央政府において、教育部門と福祉部門が統合され、子どもと家庭への普遍的・介入的サービスなどを含む政策が大きく変化した。その背景には、日本同様に、行政組織が縦割りだったため、児童虐待等の事案の解決が遅れ、子どもが犠牲になったことを受け、行政が一元化することになった。地方自治体の子どもサービス局長は（日本でいう教育長）、教育領域よりも福祉領域の出身者が多い傾向にある。教育福祉のセクションには、就学前・初等・中等教育、特別支援教育、成人教育、青少年育成、コミュニティ教育、家庭支援、ユースセンター、青少年犯罪等と幅広く取り組まれていた。また、教育と福祉の統合によって、学校ではエクステンディッド・スクール（現在エクステンディッド・サービス）として教育をするだけの場所のみならず、福祉と関連した子ども食堂、学童保育、就労支援も含め取り組んでいる。

そして、イギリスでは、同時に、教育省が全国児童生徒データベース (National Pupil Database, NPD) を整備している。NPDはいくつかのモジュールを統合したもので、主なものは、①学校予算の配分額算定のためのスクール・センサス、②学校の教育成果を示す学力調査のデータベースである。公立学校の児童生徒一人一人の個票データが集積されていることが最大の特徴で、個

人ID)によりNPDのモジュール間及び他のデータベースとの統合が可能であり、それぞれの目的に加え政策立案や研究にも用いられている。まさにデータ活用であり、エビデンスに基づく評価に当たり前に活用されている(M.A. Jay et al. 2018)。

またイギリスでは、エクステンディッド・サービス(当初、エクステンディッド・スクール)として新たな政策を展開させ継続するために、効果を測るのは当然であり、そのためのデータ連携が推進部署は違っても、一体的に進行されている。

四 データ活用の意義

日本では、政府により、いくらデジタル化が進行しても、学校現場では平等性や公平性の観点から、すべての子どもへの学習コンテンツには使用されても、教師が日常的に生活課題を見ているにも関わらず、子どもの生活支援に使用する発想には至らない。また、スクリーニングやデータ連携は、学校現場でのデジタル知識不足による抵抗感は大きく、知らないことへの負担感から子どもの最善の利益のための仕組みであるという認識に至らない。

子どものサインに気づくには、前半に挙げた学校組織の課題を解消することである。その方法に校内データ連

携させるスクリーニングYOSS[®]を例に挙げて説明してきた。つまり、単にスクリーニングの話だけではなく、今までできなかった組織決定を作り上げ、教師の抱え込みを解消するという学校の体質を改善させることができるのではないかと考える。

〈文献〉

- 小川正人(2020)『教育改革のゆくえー国から地方へ』ちくま新書
- M.A. Jay et al. (2018) Data Resource: the National Pupil Database (NPD) . International Journal of Population Data Science, 4:108.
- 山野則子(2018)「学校プラットフォーム」有斐閣
- 油布佐和子・紅林伸幸(2011)「教育改革は、教職をどのように変容させるか?」『早稲田大学院教職研究科紀要』3: 19-45.
- Weick, K. E. (1976) Educational organization as loosely coupled system, Administrative Science Quarterly, 21, 1-19.

政治家によるSNS利用の憲法的統制 Lindke v. Freed, 601 U.S. 187(2024)



研究センター専任研究員

上本 翔大

一. はじめに

二〇二四年の自民党総裁選では、河野太郎氏が自身のXで「ブロック機能」を多用してきたことが注目された。当時、河野氏からブロックされたユーザーは、河野氏の投稿を閲覧することや、河野氏の投稿に対してリプライを送ること等が制限された。このため、河野氏によるブロックは、公権力による表現規制ではないかとの批判を招いたのであった。

しかし、河野氏のXが「私」の立場で運用されているにすぎないとすれば、ブロックは広く許されるはずであるから、先の批判の妥当性を考えるためには、まずは、

河野氏によるブロックは「公」的行為であるか「私」的行為であるかを検討しなければならないはずである。

以下本稿では、合衆国連邦最高裁によるLindke判決を概観することを通じて、この論点をめぐる司法の模索の一端を垣間見ることとしたい。

二. Lindke判決

本件は、ミシガン州ポートヒューロン市の住民であるLindkeが、同市の市支配人 (city manager) であるFreedのフェイスブックページ上に、新型コロナウイルスのパンデミックに関する市の対応に不満がある旨のコメントを残したところ、FreedがLindkeのコメントを削除し、次いでLindkeをブロックしたという事案である。法廷意見を執筆したBarnett裁判官は、「公職者のSNS上での活動が国家行為となるのは、その者が(1)州を代表して発言する実際の権限を有し、かつ、(2)SNS上で発言する際にその権限を行使することを意図していた場合に限られる」という判断枠組みを定立し、この判断枠組みに従って審理を行い直すよう事件を原審に差し戻した。

Barnett裁判官によれば、州を代表して発言する権限は成文法だけでなく長年の慣行によっても与えられる。

ただし、Freed が市を代表する立場で市民と交流するための何らかの権限を有していたということ以上のことが示されなければならず、Freed が自身の具体的な職務範囲内の事柄に関して発言している場合に、一つ目の要件は満たされる。

二つ目の要件について、Barrett 裁判官は、もし Freed のアカウント上に「これは Freed の個人的なページである」とか「表明される見解は厳として自身のものである」等と記されている場合には、Freed のアカウントは私的なものであるとの推定が強く働くのに対して、アカウントが政治部局のものである場合（たとえば、Facebook Page のアカウント名が City of Port Huron）や、アカウントがその役職に就いている者に引き継がれる場合（たとえば、@PHuronCityMgr の Instagram アカウント）には、SNS への投稿は「公」の立場としてのものであると判断できると言う。他方で、これらの指標からは私的なアカウントか公的なアカウントかが明らかでない場合、投稿内容やその役割が考慮要素になると述べた。しかし、公職者が、他の場所でも入手可能な情報を単に繰り返しいたり、共有したりしているだけの場合は、その者が自身の権限を行使することを意図していた可能性は低いとされている。

最後に、Barrett 裁判官は、ブロックとコメントの削除（投稿の閲覧や新たなコメントは制限されない）の効果の違いを踏まえて分析する必要があると付言し、法廷意見を締め括った。

三. おわりに

Lindke 判決は、検討対象であるブロックが「公」的行為であるか「私」的行為であるかをめぐる我が国の議論に対して一定の指針を与えてくれたものの、憲法学の観点から更に精査されるべき点も残されている。たとえば、Lindke 判決の判断枠組みは、政治家による SNS 利用をめぐる憲法的統制の切れ味を鈍くしてしまわないだろうか。

また、検討対象であるブロックが「公」の立場での行為であった場合に、それが憲法上正当化されるかどうかについては、具体的な事実関係の下で考えていくほかはない。諸外国の知恵を借りつつ、これらの論点について引き続き考察を重ねていくことは筆者に残された今後の課題である。

〔付記〕本稿は、電気通信普及財団及び JPRS 科研費

JP24K22586 による助成を受けたものである。

天保八年（一八三七）の 錢座跡村に関わる相論から



研究センター研究員
天理大学人間学部非常勤講師

奥本 武裕

現在の崇仁地区の成り立ちについては、「諸式留帳」などを史料として、六条村の京都南郊の鴨川西岸への移転のこと、その後の錢座跡村、さらには出村の成立のこと、人口の急激な増大とスラム化の進展といったことが明らかにされてきた。

近年では本村である柳原庄村の庄屋家文書の調査が進み、その一部が『今村家文書史料集』上下二巻として公開されたことにより、より精細な分析が行われるようになった。

世界人権問題研究センターのプロジェクトチーム二は、この今村家文書をはじめとした関係史料の調査・分

析をはじめとする多彩な研究活動を進めている。筆者自身はその末席に加えていたが、忙しさにかまけて全く寄与することができておらず申し訳ない限りなのだが、これまで元の職場である奈良県立同和問題関係史料センターで収集した史料のなから、当該地域に関わる事例を紹介し、せめてもの責を果たすことにしたい。

さて、錢座跡村の成立も、出村の成立も六条村の人口増がその背景にあるのだが、この人口増は皮革業、とりわけ雪駄の製造業の発展にともなう労働力の流入によるものだと考えられてきた。ここからは、江戸時代の「穢多」村の旺盛な経済活動が大きな富をもたらすとともに、一方でそのことが貧困層の増大に繋がっていったという歴史像が描けるだろう。

こうした理解については基本的に首肯すべきものだと考えている。ただ、流入してきた人々の具体的な姿については史料的な制約からほとんど明らかにはなっていない。

ここで紹介する事例は、錢座跡村に移住してきた人々の具体像の一端をうかがうことができるものだと考えている。

天保八年（一八三七）十一月、大和国葛上郡小林村の

竹田屋重兵衛ほか五名から、京都の西本願寺に宛てて一通の願書が提出された（『大和国葛上郡関係史料』奈良県同和問題関係史料第十二集）。京都元銭座村（銭座跡村）に住んでいた弟の伊勢屋儀兵衛が死去した際、儀兵衛の家屋敷や家財の一切が西本願寺に寄進されたのだが、若狭屋政治郎と大角屋長四郎の二人が証書類を盗み取り、親族の承諾を得ずに行ったものなので、家屋敷・家財や証文を返してほしいというものであった。

この願書から、伊勢屋儀兵衛は、大和国から移住してきたものであること、家屋敷などの家産を築けるだけの家業を持っていたことがわかる。さらに郷里の小林村に住む兄重兵衛についても「竹田屋」という屋号を持つことから、何らかの家業を持ち、おそらくは一定の家産を有していたのだろうと推察できる。

二人の家業の内容を明らかにするわけではないが、儀兵衛の銭座跡村への移住は、家業を発展させるための大都市近郊への進出という性格を持つものであったと捉えることができるのではないか。

重兵衛の訴えに対する西本願寺の裁定は、調査の結果、相続に関する確かな証拠が存在しないことなどを理由に、仏壇など一部の物品を除いて寄進は有効だとするも

のであった。儀兵衛が銭座跡村で築いた家産は、次の世代に相続されていくことはなかったのである。

この儀兵衛の事例は、六条村や銭座跡村に流入してきた人びとのなかで例外的なものであったかもしれない。しかし、儀兵衛が唯一の例外だと決めつけることもできないだろう。

さらなる史料調査とその分析を進めることによって、農村部の「穢多」村から都市部へ移住していった人々の実態を解明していくことが、被差別部落に関わる歴史像をさらに豊かなものとしていくことに繋がっていくと考えている。

参考文献

小林ひろみ「銭座跡村の成立―近世京都近郊の被差別民をめぐる地域社会の動向から―」（世界人権問題研究センター『研究紀要』第二十六号、二〇二二年）。

奈良県立同和問題関係史料センター『大和国葛上郡関係史料』奈良県同和問題関係史料第十二集、二〇〇七年）。

ペリー就学前計画と 黒人の地位向上



研究センター研究員
京都産業大学現代社会学部客員教授

惣脇 宏

ペリー就学前計画

ペリー就学前計画は、質の高い幼児教育の効果を明らかにしたランドマーク的研究である。この研究は一九六二年から六七年まで、米国ミシガン州イプシランティ公立学区のペリー小学校において実施された。研究デザインは、黒人のリスクのある三〜四歳児一三三人を、二年間の就学前教育を受ける者五八名と受けない者六五名に割り付けたランダム化比較試験であった。その後の長期間の追跡調査によつて、就学前教育を受けた者は、受けなかった者に比べて顕著に、学歴、所得、婚姻率などが高く、犯罪率、生活保護受給率などが低いことが判明した。これらの効果は、就学前教育が非認知能力を向

上させたことによるものと考えられている。

この研究は世界各国に大きな影響を及ぼした。日本でも以前から知られていたが、近年では二〇一七年に内閣総理大臣の「人生一〇〇年時代構想会議」において紹介され、幼児教育無償化が提言された。

この研究は、イプシランティ学区の学校心理士で特殊教育課長のワイカート（一九三一〜二〇〇三）によつて計画されたが、その実現には、ペリー小学校のピーティ校長が大きな役割を果たした。ピーティ校長は、この地の黒人コミュニティの指導者の一人であり、この研究は黒人の地位向上に深く関わっているのである。

ピーティ校長とペリー小学校

チャールズ・ユージーン・ピーティ（一九〇九〜九八）は、ノースカロライナ州で生れ、後にミシガン州に移り、一九三四年にミシガン州立師範大学（現在のイースタンミシガン大学）を卒業した。学生時代は陸上競技の選手として活躍した。大学卒業後、イプシランティ学区のハリエット小学校の教師となり、一九四〇年に同校の校長となった。ミシガン州始まって以来の黒人校長であった。ハリエット小学校は一九五六年にペリー小学校に改称され、ピーティは一九六七年まで校長を務めた。その後、二つの小学校の校長を務めて退職するまで三九年間、教職にあつた。校長退職後は、イプシランティ学

区の教育委員に選出され、引き続き地域の教育の充実に貢献した。

ペリー小学校の児童は、全員が黒人であった。旧称のハリエットは奴隷解放運動家の名であるが、ペリー小学校と改称されたのは、イブシランティ出身の黒人で、歯科医として地元へ貢献し、黒人初の同学区教育委員に選出されるなど要職を務めたローレンス・C・ペリー（一八九八―一九五六）を称えるためであった。後に、人種統合のためにイブシランティでも学校再編が行われたが、ペリー小学校は廃止ではなく、三〜六歳児を受け入れるペリー幼児学習センターに転換された。

ビーティ校長の功績

公民権運動の高まりを背景に、ワイカーン課長とビーティをはじめとする改革志向の校長は、黒人貧困家庭の子どもの低学力の問題について協議を重ね、就学前教育の構想が生まれた。学区が州および郡からプログラム資金を得ることができると（連邦教育局の資金は二年目後半から）、プログラムの意義や、黒人の地位向上にとっての重要性を認識していたビーティ校長は、ペリー小学校の通学区域の三・四歳児をプログラムの対象とし、自校において実施することを決断したのである。

またビーティ校長は地域との連携に熱心に取り組んだ。学校で結婚披露宴や公民権集会、バスケットボール

の試合を開催するなど、地域活動の拠点にしたことが語り継がれている。このようなことにより、就学前教育に「通わせる習慣がなかった親に、家庭訪問を含むプログラムに参加する気持ちを抱かせることができ、また、就学前の教師と学校の教職員との信頼関係を築くことにもつながり、プログラムの円滑な実施を支えたのである。

ビーティ校長の教え子からは、イブシランティ公立学区の校長や、郡ヘッドスタートのプログラム・ディレクターなどが出ているが、特筆すべき一人はロナルド・エドモンズ（一九三五―八三）である。エドモンズの「効果的な学校」とは、社会的・経済的に不利な立場にある子どもたちの学力を保障している学校のことであるが、ペリー小学校がそのモデルの一つであったであろうことは想像に難くない。

現在、イブシランティ学区には、ビーティ校長の名を冠した三〜四歳児を受け入れるビーティ幼児学習センターが設置されている。

参考文献 Schweinhart, L. J., & McGee, P. H. (2011).

Charles Eugene Beatty, Sr.: The HighScope Perry

Preschool Project principal supporter. *ReSource*,

30(1), pp.16-17 & 22. 45頁

性的マイノリティのメンタルヘルス



研究センター研究員

早稲田大学社会科学総合学院教授・

SOGI調査研究所長

釜野 さおり

LGBTを含む性的マイノリティにとって、この社会が生きづらいものであることは、少しずつ認識されつつあるようだ。プロジェクトチーム4で実施した京都府と大阪府の小中高の教員調査では、性的マイノリティのメンタルヘルス上の困難や同性愛・両性愛、トランスジェンダーの児童生徒が学校生活の中で困難を経験することを認識していることが確認されている (https://khrrr.or.jp/research/docs/investigationpt_pt4_v3_20230704.pdf)。大学教員でも同様の結果がみられる (<https://chukyoreponi.ac.jp/records/18667>)。

メンタルヘルスの指標として、頻繁に用いられるのは、うつ状態を含めた気分障害や不安障害を判別するためにKesslerら(二〇〇三)が開発したK6である。「神経過敏に感じましたか」、「絶望的だと感じましたか」、「そもそも、落ち着かなく感じましたか」、「気分が沈み込んで、何が起こっても気分が晴れないように感じましたか」、「何をするのも骨折りだと感じましたか」、「自分は価値のない人間だと感じましたか」の六問を、まったくない(〇点)、少しかだけ(一点)、ときどき(二点)、たいてい(三点)、いつも(四点)の選択肢でたずね、合計点(K6得点)を求める。五点以上はうつや不安がある可能性、一三点以上は重度のうつや不安障害の可能性がとされる。心身の状態が「よい」と示唆される五点未満の割合に注目すると、日高(二〇二四)が実施したLGBT Q+当事者一〇七六九人を対象とした二〇一九年の調査では、一〇代で二〇%、三〇代で二八%、四〇代で三六%、四〇代で四二%、五〇歳以上で四六%であるのに対し、同年の国民生活基礎調査では、一〇代で七五%、二〇代から五〇代で六五〜六七%、六〇代では七四%で

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/04.pdf>)、後者の方が高割合である。単一調査で性的指向と性自認による比較が可能で、結果が全国の一八〜六九歳人口の縮図となる設計を用いた二〇二三年の「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」(全国SOGI調査)では、五点未満の割合は、シスジェンダーの六二%に対しトランスジェンダーで二五%、異性愛者の六三%に対し同性愛者・両性愛者では五〇%で、性的マイノリティの方が低いことが示された (<https://www.jpss.go.jp/projects/j/SOGI2/ZenkokuSOGISummary20231027R1.pdf>)。

岩本(二〇二四)は全国SOGI調査のデータを用いて、学校時代にハラスメント・暴力を受けた経験の有無によってK6値を比較し、SOGIに関するハラスメント・暴力を受けた経験は、高齢になってもメンタルヘルスの不調をもたらす可能性があることを示した。性的マイノリティに対するいじめ、ハラスメント、暴力が、被害を受けた人に長期的な影響を与える可能性も踏まえ、これらを防止するための効果的な取り組みを進めること

が不可欠である。

※人権が尊重され性的マイノリティを含め、誰もが生きやすい社会を目指して身を粉にして尽くしてこられた岩本健良さん(金沢大学)が二〇二四年一月に急逝した。筆者を含め、どれだけ多くの人が心を痛めていることだろう。この場をお借りし、岩本さんに心より感謝の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。

文献

- 岩本健良、二〇二四、「学校のいじめやハラスメントの長期的影響と家族状況が及ぼす効果」第三四回日本家族社会学会大会、九月七日
- 日高庸晴、二〇二四、「LGBTQ+の健康レポート―誰にとっても心地よい医療を実装するために」医学書院
- Kessler, R.C., et al. 2003. "Screening for serious mental illness in the general population." *Archives of General Psychiatry* 60: 184-189.

人権と労働権

「国連『ビジネスと人権指導原則』」での労働の取り扱いに寄せて



研究センター
プロジェクトチーム5リーダー
九州大学名誉教授

吾郷 眞一

1. 「ビジネスと人権」における「労働」の重要性

二〇一一年に国連人権理事会が採択した「ビジネスと人権指導原則」は、古くから国際社会が行ってきた企業活動に人権の視点を取り込むという努力の集大成的文書で、「ビジネスと人権」という概念を確立し、多くの企業が参照する基盤的国際文書になったと言ってよい。それが対象としている人権は幅広く、およそ世界人権宣言に掲げられている諸々の人権原則すべてといってもいいが、実質的にはいわゆる基本的人権に属するものが中心である。そして、参照基準として世界人権宣言や国際人権規約などの正統的国際人権文書と並んで、ILOの中核的労働基準が掲げられていることが注目される。労働

権が人権であることが再確認されたともいうことができる。

2. 労働権は人権

労働権が人権だという認識は、それほど自明のものではない。労働・社会権はいわゆる第二世代の人権として、経済社会権（促進的なもの）として見られる傾向が強かった。国際人権規約も、社会権規約の第三部（六条〜一五条）として労働権、教育権、健康権と並んで取り上げているのであり、かろうじて自由権規約二二条で結社の自由が重複的に規定されているに過ぎない。これが、国連指導原則の中でILOの中核的労働基準が参照基準として取り上げられることにより、いわば労働権の主流化、労働権＝人権という命題の確認がなされたといえることができる。

そこで引用されているILO基準が、「中核的労働基準」と言われていることは示唆的である。わずか一昨年まではILOの中で基本権条約・中核的基準と呼ばれていたものが、結社の自由、強制労働、雇用における差別、児童労働、の四つのカテゴリーの条約群に限られており、ある意味では、基本的人権といってもさほど違和感がないものであったのに対して、二〇二二年の総会で職業上の安全健康条約群が中核的基準に「格上げ」されたことにより、これまでILOすらが「技術的条約」と呼んできていた一連の純粹な労働基準（国内労働法でい

うところの労働基準法)が、人権規範と認識されるようになったことは重要なことである。

上記から導き出されることは、「ビジネスと人権」でいうところの人権には労働が当然に含まれるということであると同時に、ことビジネスが関わってくる場合、人権問題はほとんど労働に関連する問題になりそうだというところでもある。企業活動において、その最も重要なステークホルダーは直接その企業に労働を提供する労働者であり、例えば環境破壊とか先住民の権利侵害が行われた場合でも、その結果として労働権が侵害されることになる場合がほとんどであるからである。

3. ILOと国連「ビジネスと人権指導原則」との連関

国際労働基準設定と実施監視をその主要機能とするILOにとっては、国連の「ビジネスと人権指導原則」が労働権を重視していることは歓迎するものの、その扱われ方について、無関心ではいられない。国連指導原則が採択される一年前に発行された国際標準化機構によるISO26000は、多くの企業のCSR活動にとって標準的な指標になったが、その策定過程で、ILOはずいぶん関与した。すなわち、ILOが関与できないままILO基準が取り込まれること、そして、それが独り歩きすることについて強い懸念がもたれたのであった。

そもそもILOは、民間認証機構が国際労働基準を認証基準として採用することに対して警戒心を抱いてい

た。企業がそのCSR活動の一環として国際労働基準を掲げることに對して、最近まで距離を置いてきていた。民間企業が、そのCSR声明(最近はサステナビリティ)というような表現が用いられることが多いが)などでILO基準をかけることについては、内心疑心暗鬼であったからこそ、あまりサポート活動はしてこなかった。しかし、今回は、民間機構や企業ではなく国連が母体となってILO規準に言及したのである。とすれば、国連の指導原則について、突き放してかかることはできず、かなり踏み込んだコミットをしたと思われる。そして、ついにILOも数年前からサポートデスクなるものを事務局において、企業活動にILO基準を取り入れることの助言活動を始めたのであった。

しかし、これも企業活動局というILO事務局の一部局において主として企業(ILOの表現を使うならば使用者)へのサービス提供としておこなわれており、ILO基準監視の事務を司る国際労働基準局は企業活動局と一線を画している。そこには、伝統的な基準実施監視機構(条約勧告適用専門家委員会や総会基準適用委員会)による正統的解釈権能を弱体化させたくない、という思いが感じられる。労働権と人権の関係には、一筋縄ではいかないものがある。

森寛齋と被差別民

研究センター研究員

佐賀部落解放研究所研究員

白石 正明

幕末維新期の勤王の画家・森寛齋が明治一八年二月、京都という地域社会の中で被差別民、とりわけ下駄直し職人と出合った。その様子を今回追ってみたい。また同時に下駄直し職人の状況についても記しておきたい。

昨年（二〇二四年）、猛暑日が続いていた八月上旬の平日、京都市立芸術大学芸術資料館で移転記念特別展「京都芸大へはじめてV物語」の展示会が開かれていたのを訪ねた。その展示の自身は「『日本最初京都画学校』—京都御苑からの出発—」というテーマで開いていた。

周知の通り明治一三年七月、京都市立芸術大学の前身である「京都府画学校」が創設された。その府画学校に森寛齋が「出仕」を命ぜられていた。

ここで森寛齋の画歴について簡単に紹介しておこう。ついでに先の展示会で配布された「作者解説」を引用してみたい。

森寛齋 文化十一年（一八一四）〜明治二七年（一八九四）

長門（山口県）萩に生まれる。もと石田氏、名は公肅。字は子容、別号は桃溪、晚山などがある。大坂に出て森徹山に絵を学び、その養子となって寛齋と号する。幕末には国事に関わったが、維新後は京都画壇で円山派の中心となって活躍し門下には山本春挙がいる。南画の要素を取り入れた潤いのある山水画を得意とし、明治二三年、帝室技芸員となっている。

明治一八年当時、寛齋は上京区室町通二条下ルの居住地で暮らしを立てていた。その地で寛齋と被差別民とが逢ったことを示す確かな記事がある。

それを紹介したい。なお、紙数の関係で「森寛齋日記」〔『京都府百年の資料』八 美術工芸編、昭和四七年所収〕の関係箇所全文を記すことができないが、要約すると、次のとおりである。

明治一八年二月一九日、天候はハレだが、時おり雪が舞っている。下駄直しの職人が絵の依頼にやって来て、和額の掛け軸と小色紙を持参してきた。

次いでその五日後の二月二四日には天候はハレ、夕暮れどきに下駄直し職人が過日依頼した絵を受取りに来たが、その際やって来たもうひとりの下駄直し業に対して道ばたで（円山）応挙の絵画を鑑定した、とある。

ここで二点について感じたことを述べてみたい。まず最初に森寛齋宅に被差別民の下駄直し職が絵画を依頼しに赴いたことに興味深いものがある。恐らく依頼人はかつて森寛齋が生活窮乏の折、西堀川の夜店や四条大路に絵をならべて売っていた（原田平作『幕末明治 京洛の画人たち』京都新聞社、一九八五年）ことを見ていたことによるものだろう。

その次の二月二四日の場面は、もうひとりの下駄直し業が応挙の絵を鑑定してもらった状況は路上での応対となっている。ちよつと違和感を覚える扱い方をしているように思われる。というのは寛齋宅の玄関ではなく、路上とあり、何となくわだかまりがあつて忌避しているように見える。その状況認識は思い過ぎだろうか。

一方、絵画を依頼した下駄直し業たちのなりわいは被

差別民のなかでも下層民に近い生活状態であつた（『中外電報』明治一九年一月二九日）。

明治一六年九月三〇日付の『京都絵入新聞』は愛宕郡の柳原庄、下京区教業町、西三条の被差別部落の「有力者」が下駄直し職人に見苦しい装いで仕事をすると、規律を重んずる動きを伝えている。また明治一八年七月二六日付の『中外電報』には、明治一六年四月の京都市中の商工業者の同業組合規約や一八年四月に布達された「京都府布達同業組合準則」の影響を受けて、天部、柳原庄などの被差別部落の下駄直し職人らが市中で「家々を直し歯入れし」と呼び歩きながら営業していると記している。そしてこれからは「規約」を設け、下駄直しの価格を一定にしよつとする動きも報ぜられている。

いずれにしても、これまで見てきたように被差別民も容姿や下駄直しの料金・価格の「悪弊」を断ち切つて、この不景気な時代を生き延びようとしていた。



世界人権問題研究センター創立三〇周年記念人権問題国際シンポジウム 性的マイノリティの人権

―性の多様性と法制度について考える

研究センター専任研究員

堀江有里

二〇二四年十一月二日(土)、当研究センター創立三〇周年記念事業の一環として標記シンポジウムが開催された。会場となった池坊学園こころホールには、悪天候にも関わらず、八〇名近くの人々が集まった。

日本でも二〇一〇年代半ばより、性的マイノリティの存在が可視化し、性の多様性が認識され始めたが、いまだ法制度の整備は追いついていない。今回は東アジア初の同性婚を導入した台湾から許秀雯(Victoria Hsu)さんをお迎えし、台湾の取組と課題をうかがうと同時に日本の課題を共有することとなった。各登壇者の報告について概要を紹介しておく。

まず、許秀雯さん(弁護士、台湾伴侶權益推進連盟・共同設立者、台湾弁護士連合会LGBT+委員会・委員長)から「台湾における婚姻平等への道のり」と題した講演があった。

「司法院大法官會議(憲法裁判所)での違憲判決(二〇一七年)の後、二〇一九年に同性婚が法制化された。この実現には、これまで同性愛を裁く刑法がなかった、

フェミニンストによる婚姻改革が進められてきた、ジェンダー平等教育法など反差別法があった、国全体の貧富の差が比較的小さい、民主主義や集会の自由などの権利が保障されていることなど、台湾固有の背景もある」ことが紹介された。

次に、大畑泰次郎さん(弁護士、ソルティオ法律事務所)は、「結婚の自由をすべての人に——同性婚訴訟の到達点と展望」と題して関西訴訟弁護団の一員として報告された。

「二〇一九年に始まった「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、現在、六訴訟が継続。同性カップルは婚姻制度を利用できない。そのため、相続権がない、女性カップルの子育てには一方の母と子の法律上の関係が保障されない、外国籍の同性パートナーに配偶者としての在留資格が得られない、など不利益がある。同性婚が法制化されても誰かの権利・利益を害する訳ではなく、世論調査の支持率は増加傾向にある。しかし、神道政治連盟や旧統一協会などの一部の「保守」勢力の反対が阻害要因となっている」と述べられた。

当研究センタープロジェクトチーム4の嘱託研究員でもある新ヶ江章友さん(大阪公立大学人権問題研究センター教授)は「日本における同性間での出産・子育てと法制度」について報告した。

「自治体の同性パートナーシップやファミリーシップ制度について、子育てをする性的マイノリティのインタビューではメリットとデメリットが語られた。後者は児童扶養手当や保育所、生殖補助医療の利用制限など。現

在、婚姻平等をめぐる裁判が継続中で法律婚への過渡期にあるとも考えられるが、法が未整備だと同性カップルでの子育ては困難で子の福祉にも悪影響が及ぶ」点などが述べられた。

井谷聡子さん(関西大学文学部准教授)からは「スポーツにおけるトランス包摂・排除の政治」と題して報告があった。

「二〇二四年パリ五輪では「多様性」がテーマとなった。他方で女子ボクシングの二選手に性別疑惑がかけられた。両選手は出生時に女性を割り当てられ、女性として生きるシスジェンダー女性だが、トランス女性だと誤情報が流され、オンライン上での虐待行為が続いた。国際オリンピック委員会は二〇〇四年から条件付きでトランスジェンダー選手の参加を認めている。トランス女性アスリートへの科学的根拠のない攻撃は女性を「小さく弱く、男に劣る」存在として語る。狭い女性観のためにスポーツが格好の材料とされることが危惧される」と述べられた。

最後に神谷悠一さん(LGBT法連合会事務局長)は法整備の国際的位置の確認から始めた。

「OECD(経済開発協力機構)加盟国で調査回答のあった三五カ国中日本は三四位である。二〇二三年に「LGBT理解増進法」が制定されたが施行後一年半近く経過しても、省庁連絡会議が設置されたのみ。法施行と同時期、右派議員たちがいわゆる「女性スペース議連」を結成し、基本計画の策定がなされない要因となっている。住宅差別や雇用差別などは放置されたままである。差別

禁止法を求める運動を継続する必要がある」と紹介された。

休憩をはさんで、プロジェクトチーム4リーダーである風間孝さん(中京大学教養教育研究院教授)のコーディネートによりパネルディスカッションがおこなわれた。

また、翌日三日には、プロジェクトチーム4の研究会において、許秀斐さんに加え、簡至潔さん(台湾伴侶權益推進連盟・総幹事)をまじえて台湾と日本における性的マイノリティの置かれた現状と課題、今後の展望について議論することができた。

人権問題国際シンポジウムの詳細は、いずれ報告書としてまとめられる予定である。



ボランティア人権ガイドのご案内

京都のまちには、名刹、名庭、史跡など数多くの名勝地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされています。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京都文化の構築に大きな役割を果たしました。

当研究センターでは、このような名勝地などを人権という視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権ガイドの派遣をしています。

ガイド地一例

■ 洛 東

銀閣寺 水平社石碑 八坂神社 清水寺 耳塚 豊国神社

■ 洛 西

松尾大社 月読社 葛野大堰 天龍寺 広隆寺

■ 洛 中

千本釈迦堂 相国寺 尹東柱詩碑 護王神社 六角堂 出雲の阿国像

■ 洛 北

龍安寺 金閣寺 北野天満宮 ツラッティ千本

■ 洛 南

東寺 柳原銀行記念資料館 醍醐寺三宝院 伏見稻荷大社

○ガイド地は一例です。その他ご要望に応じます。

お申込み方法などは
こちらから



[ガイド料金]

2時間以内…2,000円 その後、1時間ごとに1,000円を加算
ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金でお支払いいただきます。



【お問合せ先】 公益財団法人世界人権問題研究センター事務局

TEL(075)585-5897 FAX(075)585-5898 e-mail : jinken@khrri.or.jp

お知らせ GLOBEは、次号 121号（2025年4月）から横書きに変わります。

公益財団法人世界人権問題研究センター 創立 30 周年記念シンポジウム

2024 年 12 月 9 日

国際人権を日本国内の隅々に生かすために
—国内人権委員会への展望—



記念式典に引き続き、「国際人権を日本国内の隅々に生かすために—国内人権委員会への展望—」をテーマにシンポジウムを開催しました。

日本の国際人権の国内実施体制のどこが問題か、裁判制度だけでなく、行政機関、地方自治体に、国際人権を浸透させるために、どのような制度が必要か。条約実施のフォーカルポイントとして先進的な経験を有している障害者政策委員会や、もともとは先進的だった男女共同参画会議はどうか、といった観点を踏まえながら、今なお国内人権委員会のない日本の現状について、第一線で活躍されている方々をパネリスト、コメンテーター、コーディネーターとして、ご登壇いただき、議論を展開していただきました。

シリーズ「京都市立芸術大学」

No.4 「ギャラリー@KCUA」と「共有工房」



「ギャラリー@KCUA」

「@KCUA」とは、京都市立芸術大学の英語表記「Kyoto City University of Arts」の頭文字に場所（サイト）を示す「@」を付け、「アクア（ラテン語で「水」）」という読みをあてたものです。生命を養う水のように、芸術が人々の暮らしに浸透し、創造力豊かな社会に貢献するという本学の理念を表現しています。

@KCUAでは当ギャラリー学芸スタッフの企画による「特別展」のほか、教員 在学生 卒業生を対象とした企画公募による「申請展」などの展覧会を開催しています。そのほか、国内外で活躍するアーティストを講師に迎えた若手アーティスト対象のワークショップやレクチャー、アートプロジェクトの実施など、展覧会だけにとどまらず、多岐にわたる活動を実施しています。



撮影：来田猛

「共有工房」

A地区I棟には、共有工房を設置しています。木工や金属加工などの作業ができるよう、様々な機材を配備しています。学生たちは、素材の特性を鑑みて、工具の選別や機器操作を学びます。また、I地区2階の廊下はガラス張りになっており、制作風景をご覧いただくことができます。



<https://www.kcuu.ac.jp/>

（文責：京都市立芸術大学事務局）



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒600-8206 京都市下京区下之町 57 番地 1 京都市立芸術大学内 A 棟 7 階
TEL 075-585-5897 FAX 075-585-5898
[URL] <https://khrrl.or.jp/> [E-MAIL] jinken@khrrl.or.jp